

松山市長 野 志 克 仁

松山市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

記

松山市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該個人情報取扱事務を廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 実施機関の名称及び個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、同項に規定する場合において、緊急やむを得

ない理由があるときは、個人情報取扱事務を開始し、若しくは廃止し、又は同項の規定により届け出た事項を変更した日以後に同項の規定による届出をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を松山市文書法制審議会条例（平成28年条例第7号）第1条に規定する松山市文書法制審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告を受けた事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報については、適用しない。

（帳簿の作成及び閲覧）

第4条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を取りまとめた帳簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

（手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、あらかじめ、松山市情報公開条例（平成12年条例第61号）別表に定める手数料を現金又は市長が定める方法により市に納めなければならない。この場合における同表の規定の適用については、同表中「行政情報」とあるのは、「保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書」とする。

3 市長及び公営企業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料又は個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

（開示決定等の期限）

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審議会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審議会の調査権限)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審議会に諮問した実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規

定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審議会は、第9条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(会議の非公開)

第12条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について審査等を行う審議会の会議は、公開しない。

(運用状況の公表)

第13条 市長は、毎年1回、法による個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(市長の調整)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の取扱いについて、報告を求め、又は助言することができる。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(松山市個人情報保護条例の廃止)

第2条 松山市個人情報保護条例（平成16年条例第29号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(守秘義務に関する経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項、第13条第2項又は第50条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) 前条の規定の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

(個人情報取扱事務の届出に関する経過措置)

第4条 付則第2条の規定の施行の際現に旧条例第6条第1項又は第2項の規定によりされている個人情報取扱事務の届出は、第3条第1項の規定によりされた届出とみなす。

(開示請求等の手続に関する経過措置)

第5条 付則第2条の規定の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求（次項において「旧条例請求」という。）がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

2 付則第2条の規定の施行の日前にされた旧実施機関の開示決定等（旧条例第21条第1項本文に規定する開示決定等をいう。）、訂正決定等（旧条例第31条第1項本文に規定する訂正決定等をいう。）若しくは利用停止決定等（旧条例第39条第1項本文に規定する利用停止決定等をいう。）又は付則第2条の規定の施行の日前にされた旧条例

請求に係る旧実施機関の不作为に対する審査請求については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第6条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、付則第2条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第58条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を付則第2条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 付則第2条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は付則第2条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 付則第3条第2号及び第3号に掲げる者

第7条 前条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た付則第2条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を付則第2条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第8条 前2条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第9条 偽りその他不正の手段により、旧条例第20条第1項の規定による開示決定に基づく旧保有個人情報の開示を付則第2条の規定の施行後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第10条 付則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(松山市情報公開条例の一部改正)

第11条 松山市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（消防長を含む。）、公営企業管理者」を「、公営企業管理者、消防長」に改める。

第7条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」

という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第20条第1項中「実施機関は、」を削り、「ときは」の次に「、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は」を加える。

(松山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 前条の規定の施行前に松山市情報公開条例(以下「公開条例」という。)第6条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)がされた場合における当該請求に係る手続については、前条の規定による改正後の公開条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2 前条の規定の施行前にされた公開決定等(公開条例第12条第1項本文に規定する公開決定等をいう。)又は公開請求に係る不作為に対する審査請求については、前条の規定による改正後の公開条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(松山市文書法制審議会条例の一部改正)

第13条 松山市文書法制審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「及び松山市個人情報保護条例(平成16年条例第29号)」を「、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び松山市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第2号)」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条第1項第1号中「第2条第1号及び第3号」を「第2条各号」に改め、同項第2号中「松山市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律及び松山市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、「及び第3号」を削り、同項第3号中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改める。

(松山市債権管理条例の一部改正)

第14条 松山市債権管理条例(平成31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「松山市個人情報保護条例(平成16年条例第29号)」を「松山市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第2号)」に改める。